

中国における高等教育の 不平等とその是正

楊 東平

(訳 磯部美里)

一 教育の公平性の理念

(一) 教育の公平性の理念

教育の公平性は教育権の平等と教育機会の均等という二つの基本的側面からなる。「教育権の平等」とは政治、経済領域における平等の権利が教育領域まで延長したものである。教育を少数の人々の特権と見なす歴史的段階を乗り越え、教育を平等に受ける権利を基本的人権とすることは、現代における教育の基本的価値の一つとなっている。

通常「教育機会の均等」の評価基準と判断指標は、「各エスニック・グループにおいて学校教育を受ける学生の全学生数に占める割合が、当該のエスニック・グループにお

ける同一年齢の人口において占める割合と同じであるべきである」というものだ。教育機会は性別、人種、地域、階層が異なっても同じように得ることができなければならない。世界の大多数の国家と同じように、中国の教育の公平性における主な問題は教育機会の均等である。しかしながら、「教育機会の均等」への理解は、依然として次のような公平観の違いによる制限を受けている状況にある。

(1) すべての児童が最低年限の教育を受けることの保障、出発点における公平性の強調。これは経済的合理性と教育の効率を特に重視したエリート主義的なものであると見なされており、その目標は国民に能力に見合う教育を受けさせ、能力に見合う仕事に従事させることである。

(2) 人々が異なる教育ルートを歩むことができるという

機会の均等、つまり教育プロセスにおいて公平な扱いを受けるという、プロセスの公平性の重視。これは学生の能力や関心に関わらず、みなに平等の教育機会を与えるべきであるということを追求する。高校、大学の規模をできる限り拡大することを目指しており、一種の民主主義に基づく公平観である。

(3) 個々の特性を生かし、一人ひとりに希望する教育を受けさせられる教育制度。これは生涯教育および生涯学習化という社会的流れの中で、一人ひとりが自己実現できる制度を完備することである。さらに教育の結果の平等を目指すことに重点をおく、一種のヒューマニズムに基づく本質的平等論である。

現実の社会発展において、これら三種類の公平観はおおむね教育の公平性に関する異なる発展段階に対応しており、ある種の漸進的な関係を示している。発展の初期段階においては、「教育機会の均等」の原則を貫くこと、そして最も重要なことは義務教育を普及させ、児童の教育を平等に受ける権利を保障することであった。教育が一応の普及を見た後、追及すべきは教育プロセスにおける公正な待遇とより高度な教育の質、つまり教育の質の追求である。中国の農村地域では、九年間の義務教育の普及、確立はなお基本的な課題である。しかし、すでに義務教育がおおむね普及している都市部、東部、中部地域では、入学のため

の競争は高校段階や高等教育へ移行しており、プロセスの公平性の問題も顕在化し始めている。しかし、結果の平等は中国だけでなく、先進国においてもいまだ実現できていない教育の理想である。

(二) 新中国における教育の公平性の歴史

一九四九年以降、新中国成立初期の教育は解放区の方針を引き継いだものであり、教育の平等の価値を十分に重視し、教育が多くの人々に開かれていることを強調した。幹部教育、余暇教育、労働者農民短期養成学校などさまざまな教育ルートを通して、多くの労働者や農民が教育を受けることができた。これはマルクス主義と公平性を追求する社会主義の理想からきたものである。しかしながら、各公民一人ひとりに平等の教育を受ける権利を保障するという観点から言えば、この事實はまた別の事実を覆い隠している。つまり階級闘争理論から出発している当時の公平政策は、労働者や農民の子女に教育を受ける「優先権」があることを強調し、いわゆる「階級内の平等」を実行したが、「非労働人民」の子弟に対しては差別を含んだ方法を用いて、公民が平等に教育を受ける権利を侵した。一九五〇年代、六〇年代および文化大革命の期間、出身家庭や政治基準を強調したため、各レベルの学校において労働者、農民の子弟が一貫して安定した比率を占めてき

た。これは主に政治の力によって促されたものであり、各集団の家庭的影響、文化資本、学業成績といった一般的な理由によるものではない。一九五四年の統計によれば、全国の小学校における労働者や農民出身の学生は八二%を占め、中学生、高校生においては六〇%を占めている。大学生において労働者農民の子弟が占める割合は、一九五二年では二〇・五%、一九五八年の大学の新入生において労働者、農民の子弟が占める割合は五五・二八%、一九六五年には七一・二%にまで達している。労働者や農民家庭出身の北京大学の学生は、一九五七年は三〇・八%、一九六〇年は六四・八%、一九六四年は四一・五%である。文化大革命の期間においては、一九七四年が最も高い割合であり、七八・六%にも達している。

その他、一九五〇年代初めから、工業化を迅速に達成するという目標をめぐって、普及型の大衆教育と専門家の養成を主とするエリート教育が激しく衝突した。毛沢東はソ連からそのまま取り入れられた正規化された教育に対する反感を隠さず、都市化された進学志向の教育を強烈に批判した。その上、一九五八年と一九六六年の二度にわたって「教育革命」を起こした。毛沢東の教育革命は多くの複雑な側面を含んでおり、政治機能の極度の強調と誇張以外に、その核心的な価値の一つは教育の公平性に対する関心であった。高等教育の発展に重点を置くという当時の方針

とは異なり、毛沢東は教育が農村、基層に向けたものであることを強く主張し、労働人民の子弟に教育の権利がいきわたるよう強調した。文化大革命中の教育の公正性を求めた実践として、各レベルの学校における試験制度の廃止、試験免除による大学への推薦入学、実践経験のある「工農兵學員」（労働者・農民・兵士出身の学生）の招集がある。大学は「開門辦学」（社会に門戸を開いた学校運営）を実施し、社会の中で労働、農業、軍事を学びながら教育を受けさせ、「七二一大学」を通して、実践経験のある労働者の中から技術者を育成した。農業学校などを農村に移し、医薬学校では農村で必要な「裸足の医師」（衛生員）を育成させるなどした。

毛沢東の教育の理想はある種の合理的な価値を持っていたが、毛沢東は知識人を徹底的に否定することを通して、また政治批判、大衆運動による「革命」的方法を用いて教育改造を推し進めた。これが十分に粗暴で破壊性を持ったものであることは、容易に見てとれる。最も典型的なのは、学校の試験制度と大学入試制度を廃止し、「革命」の手段を使って「文化資本」の蓄積を打破し、労働者や農民の文化的劣勢の立場を変えようと試みたことであろう。これらの努力はあきらかに失敗に終わった。毛沢東が相対的に言えば最も公平である統一試験制度を否定したことにより、試験免除の推薦制度は次第に権力の取引へと変化し、

多くの人々の教育を受ける権利を損ねた。

一九七六年以降、文化大革命が否定されその混乱が鎮まり、血統や出身家庭による教育差別が二度と存在しないように、試験制度を核とし、学力を基準とする公平な競争制度が新たに打ち立てられた。また、中国公民の教育を平等に受ける権利は法律によって保障されるようになった。一九九五年九月一日から実施された「中華人民共和国教育法」の規定によれば、「公民は民族、人種、性別、職業、財産、宗教信仰などに左右されず、法に基づき教育を平等に受ける機会を有する」、「教育を受ける者は、入学、進学、就業などの面において法に基づく平等な権利を有する」とされる。教育の公平性の基本的テーマは、教育権の平等から、教育の普及と拡大を通じて教育機会の均等を求めるものへと転換していった。

「点数の前ではみな平等」という形式的な平等の陰で、「文化資本」、「社会資本」に基づく階層格差が現れ始め、高等教育における労働者や農民の子女の割合は次第に低下していった。例えば、北京にある八か所の高校で一九八〇年に入学した新入生の家庭背景についてサンプリング調査を行ったところ、父親の職業が農民である学生は二〇・二%、労働者は二五・〇%、幹部は一五・五%、専門技術者は三九・三%を占めていることがわかった。⁽⁵⁾一九八二年、胡建華らが南京大学、南京師範大学の在校生に対して行っ

た調査によれば、父親が農民である学生は全校生の二二・七%、労働者の子女は四〇・〇%であった。⁽⁶⁾北京の入試担当部署の統計によれば、一九九〇年に北京で入学許可書を手にした新入生一万七二四八人のうち、幹部、軍人、サラリーマンの子女は七八・〇%、労働者や農民の子女は二一・〇%であった。⁽⁷⁾

一九七八年以降、改革開放からの三〇年にわたり、中国の教育は大きな成果を挙げてきた。二〇〇五年、全国における九年間の義務教育の普及率は九五%以上に達し、中国において義務教育期間にある在校生は計約一・七億人、小学生は約一・一億人、中学生は約六四七〇万人、中学の粗入学率は九五%にまで達している。高校生は四〇三一万入、高校の粗入学率は五二・七%であった。大学レベルの高等教育の在校生は二三〇〇万人、粗入学率は二一%である。これは世界最大規模の基礎教育と高等教育を形成している。

同時に、都市と農村間、地域間における教育の不均衡は拡大し、多様かつ深刻な教育格差を生み出しているというのが、中国の基本的な国情である。二〇〇〇年人口センサスから〇・一%のサンプルを抽出したデータに基づく分析では、中国の教育の不均衡を生み出す要因は、重要なものから並べれば都市と農村間格差、地域間格差、民族間格差および性別間格差であるという。教育段階が上がるととも

に、各要因の格差も拡大し、中でも高等教育段階における格差が最も深刻である。急速な経済成長と同時に、都市と農村間、地域間、富める者と貧しい者の間の格差が拡大するという問題も現れた。⁽⁸⁾二〇〇一年に公布された「全国教育事業第一〇次五か年計画」では、まず教育の公平性を教育の改革と発展の「指導思想と基本原則」とし、「社会主義教育における公平性と公正性の原則を堅持し、不利な境遇に置かれている人々の教育問題にいつそうの関心を注ぎ、公民に生涯教育の機会を提供するよう努める」こととされた。⁽⁹⁾

二 高等教育の入学機会に関する 実証的研究

一九九九年、中国の大学は大規模な学生募集を実施し始め、高等教育の規模をわずか数年の間に数倍にした。もともと二〇一〇年に達成する予定であった「高等教育の大衆化」の目標（在学大学生数を一八歳から二一歳の人口の九五%にする）は、二〇〇二年に早くも実現してしまった。⁽¹⁰⁾二〇〇三年、本科・専科の在校生数は一一〇八万五六〇〇人で、一九九八年の三・三倍、学生募集数は三八二万一七〇〇人で、一九九八年の三・五倍、大学レベルの高等教育粗入学率は一九%を越えた（表1参照のこと）。二〇〇六

年には中国の大学レベルの高等教育の粗入学率はすでに二一%に達している。

高等教育の学生募集数の増加は、優秀な人材を多数供給し、大学入試の狭き門を広げ、就労圧力を緩和させるのに役立つ。人々は、教育機会の大幅な増加は教育の公平性についての状況を改善することができるのか、新たに増えた教育の機会は果たしてどのように分配されるのかということに関心を持っている。これと同時に、大学で実施している高額の学費徴収政策は、大学に膨大な「貧困学生」階層を出現させ、高等教育の公平性はいかに人々が強い関心を抱く社会問題になったのである。

高等教育における入学機

表1 1990年代以降の大学における学生募集の増加状況

単位：万人

	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
本科生、専科生募集数	60.89	92.59	108.36	159.68	220.61	268.28	320.50	382.17	420.00
前年比増 (%)	2.01	2.9	8.3	47.4	31.45	21.61	19.46	19.24	9.9
大学院生募集数	3.0	5.11	7.25	9.2	12.85	16.52	20.26	26.89	32.63
前年比増 (%)	3.45	0.39	13.82	21.38	39.32	28.56	22.65	32.7	21.35
粗入学率 (%)	3.5	7.2	9.8	10.5	11.5	13.3	15.0	17.0	19.0

出所：『中国教育統計年鑑』各年版、人民教育出版社。

会の格差は主に都市・農村間格差、階層間格差、性別間格差などに見られる。本節ではこれについて簡単に述べておこう。

(一) 高等教育における入学機会の都市・農村間格差

実証研究が示すところによれば、高等教育における入学機会をめぐる都市・農村間格差は悪化から改善のプロセスを経ってきた。

農村には初等教育を受けてきた膨大な人々がいるため、長い間農村の大学入試志願者数は都市より多かつた。しかし、募集枠の拡大に前後して、都市の大学志願者数には大きな変化が起こった。一九九七年から二〇〇一年まで、都市における大学志願者数の増加率は農村をはるかに上回り、一九九九年の都市における志願者数の伸び幅は農村の四倍、二〇〇〇年では農村の三倍強であった。二〇〇一年、都市の大学志願者数は二二七・五万人、農村の大学志願者数は二二五・八万人で、都市の全受験者数が農村の受験者数を超えるという現象が起きたのである。これらはそれぞれ一九九〇年の二・二倍と一・四三倍であった。この段階において、新たに拡大した高等教育における増加分の多くは都市部の学生のものとなっていたことがわかる。

二〇〇一年より、一人当たりの大学志願者数における都市と農村間の比率は改善に向かい始めた。二〇〇二年よ

り農村の志願者数の絶対値と伸び幅はともに再び都市を超えた。このように二〇〇一年は都市・農村間格差を改善するターニングポイントとなっているが、これは中国における都市と農村の人口構造に歴史的な変化が生じていることが主な原因となっていると考えられる。一九九〇年以降、中国の非農業人口は毎年一千万人前後増加しており、農業人口が占める割合は年々減る一方であるが、絶対数では依然として上昇の傾向を呈してきた。その中で、二〇〇一年は一つのターニングポイントとなった。農業人口はその割合において減少傾向にあるだけでなく、この年から絶対数においても減少を始めたのである。これが大学志願者数の都市と農村の割合に転換が生じた主な原因となった。農村人口の持続的減少とともに、この傾向は今後も維持され続けるだろう。

大学の募集数が拡大した結果、農村出身の学生の入学機会は大幅に増えた。上海教育科学研究院の胡瑞文教授の資料によれば、「募集数拡大以前の一九九八年、農村の若者の大学入学者数は四〇万人で、その年の全募集数の三七％を占めた。しかし募集数拡大後の二〇〇四年、農村の若者の大学入学者数は二二〇万人で、その年の全募集数の五一％を占めた。わずか六年の間で、農村出身の大学入学者数は四倍強に増えた上、初めて都市出身の大学入学者数を超えた」という。

マクロ統計から見れば、近年高等教育の入学機会における都市と農村間の格差は縮小している。しかし、高等教育の入学機会における都市と農村間の格差は表面的、数量的、マクロ的な不均衡から、潜在的で根の深い不均衡へと転換しつつある。高等教育システムにおける都市と農村の学生の分布がそれを具体的に示している。

高等教育システムに現れるそれぞれの分布はおおむね次のとおりである。国家重点大学では、比較的高い文化資本、経済資本および社会資本を持つ優位な社会階層の子女が大きな占有率を占めており、農村出身の学生および弱い立場の子女は減少しつつある。教育環境、教育の質が比較的劣勢にある地方の大学に農村出身の学生が最も多く集まると同時に、「貧困学生」もまた集中している。高等職業学校や民営大学では、学費がかなり高額であるため、新生の供給源は主に地方都市や町から来た学生である。

教育に関する各種統計で、在校生が都市と農村のどちらに属しているのかを示すデータがないため、一部の大学で行った調査から全体を判断するしかない。清華大学、北京大学、北京師範大学などの国家重点大学において、一九九〇年代以降合格した新入生の中で、農村出身の学生の割合は下降傾向にあり、清華大学、北京大学の新入生における農村出身学生の割合は一九九八年に比べ三%前後低く、北京師範大学では八%下降している(表2参照)。

表2 1990年代以降の清華大学・北京大学・北京師範大学の
新入生における農村出身学生の割合

年	清華大学		北京大学		北京師範大学	
	募集数 (人)	農村出身学生 の割合 (%)	募集数 (人)	農村出身学生 の割合 (%)	募集数 (人)	農村出身学生 の割合 (%)
1990	1,994	21.7			1,260	28.0
1991	2,031	19.0		18.8	1,358	40.0
1992	2,080	18.3	1,810	22.3	1,358	33.0
1993	2,210	15.9	910	18.5	1,403	36.0
1994	2,203	18.5		20.1	1,330	35.0
1995	2,241	20.1	2,089	20.9	1,470	
1996	2,298	18.8	2,164	19.6	1,495	29.0
1997	2,320	19.5	2,211	19.0	1,504	
1998	2,462	20.7	2,240	18.5	1,472	30.9
1999	2,663	19.0	2,425	16.3	1,686	28.7
2000	2,929				2,001	
2002		17.6			2,105	22.3

出所：張玉林・劉宝軍「中国的職業階層与高等教育」『北京師範大学学报(社会科学版)』2005年第3期、北京師範大学および2000年清華大学のデータは衛宏論文『我国城鄉高等教育機会均等的実証研究』北京師範大学教育学院、2003年。

重点学校における農村出身の学生の割合が低下していることは、私たちの生活経験と符合している。近年、新たに増加している農村出身の大学生は主に重点学校ではない地方の大学に分布している。例えば、河北科技大学の新入生の中で農村出身の学生が占める割合をみると、一九九八年の五四・七%から二〇〇一年には六〇・八%まで増加しており、六%増えている。河北省唐山市にある三つの大学で行った学生調査によれば、農村出身の学生の割合は二〇〇〇年の五九・五%から二〇〇三年には六三・六%まで増加しており、そのうち農村出身の学生の二九%は国家レベル、省レベルの貧困県の出身である。一方で、都市や県、鎮から来た学生の割合は減少している。

(二) 高等教育における入学機会の階層格差

一九九〇年以降における大学生の家庭背景の分布と変化は、中国国内の研究者が行ったいくつかの調査から見てとれる。謝維和は一九九八年全国三七校の大学一年生（一九九七年入学）と四年生（一九九四年入学）に対して調査を行っており、そのサンプル数は合計六万九二五八人、調査結果は表3の通りである。この調査によれば、専門職、国家幹部、管理職の子女が占める割合は三二・八%、労働者・農民の子弟はそれぞれ二〇・八%と三二・四%であり、四種類の異なるレベルの大学における異なる家庭背景を持

つ学生の分布には明らかに差異がある。

表3に手を加え、前三種の職業を合算すれば、四種類の大学における分布はそれぞれ四一・一%、三五・九%、二九・九%および二二・六%となり、上位の学校ほど割合が高くなる。一方で、労働者、農民の子弟を合算すれば、四種類の大学における分布はそれぞれ四四・九%、五〇・三%、五三・二%および六一・八%となり、下位の学校ほど割合が増える。

廈門大学教育学院の研究グループが二〇〇四年に陝西、福建、浙江、湖南、広東、広西、安徽、上海などにある三四校の大学で調査を行った。そ

表3 1998年に37大学で調査した大学生の階層分布

単位：%

	国家幹部	専門職	管理職	個人経営者	労働者	農民	軍人	その他
全サンプル	11.7	12.7	8.4	4.4	20.8	31.4	0.7	9.9
国家重点大学	14.4	16.4	10.3	3.7	23.1	21.8	0.8	9.5
部および委員会重点大学	12.6	14.4	8.9	5.0	19.5	30.8	0.5	8.3
普通大学	9.7	12.0	8.2	3.5	23.4	29.8	0.8	12.6
地方大学	9.5	7.1	6.0	5.6	17.2	45.6	0.6	8.4

出所：曾満超編『教育政策的経済分析』人民教育出版社、2000年、268頁。

の調査は、中央の各部所管の重点大学八校、公立普通学院・大学八校、公立高等職業学院・大学三校、私立高等職業学院・大学三校、独立学院四校が含まれ、有効アンケートは七二六四部であった。この調査の職業分類は、中国社会科学院社会学研究所の社会階層研究に基づくもので、全部で一〇種類に分けられている。学生の家庭背景の違いによる各種大学における分布については表4を参照してほしい。

この調査は「輩出率」(当該階層の在学生の割合、その階層が社会の全人口に占める割合の比、つまり B/A)の概念を用いて、異なる階層の子女が高等教育の機会を獲得する格差を表している。例えば、 B/A の数値が一の時、当該階層の在校生における比率と社会人口構造における比率が同じであることを意味しており、これが最も公平な状態である。

調査が示すところによれば、国および社会管理者、経営者、私営企業主、専門技術者、個人商工業者という五つの上位階層の家庭の輩出率は二・三七～五・九%で、おおむね平均値の二倍から六倍となっている。私営企業主階層の輩出率は最も高く、五・九%に達するが、都市無職、失業者のこの比率は最も低く、〇・四六%となっている。最も数値の高い階層と最も数値の低い階層の輩出率の差は一三倍に達する。これは出身が比較的高い階層の子女は出身が比

表4 2004年に34校の大学で行った大学生の階層分布

単位：%

	社会階層 の構成 (A)	全 サンプル (B)	全体の階 層輩出率 (B/A)	部属 重点大学 (B ₁)	普通学院 ・大学 (B ₂)	公立高等 職業学院 ・大学 (B ₃)	私立高等 職業学院 ・大学 (B ₄)	独立学院 (B ₅)
1. 国および社会管理者	2.1	8.2	3.90	11.5	6.6	5.7	9.7	10.9
2. 経営者	1.6	4.0	2.50	3.8	2.9	3.5	4.8	8.9
3. 私営企業主	1.0	5.9	5.90	4.3	3.5	2.0	10.7	17.7
4. 専門技術者	4.6	12.3	2.67	16.6	11.9	10.0	11.2	9.3
5. 事務員	7.2	6.0	0.83	6.7	5.5	5.2	6.2	8.0
6. 個人商工業者	7.1	16.8	2.37	10.7	17.3	18.4	23.3	22.0
7. 商業サービス業従業員	11.2	5.7	0.51	4.2	5.5	7.0	6.0	6.1
8. 産業労働者	17.5	13.3	0.76	13.4	14.7	14.9	12.4	9.1
9. 農業労働者	42.9	25.5	0.59	27.3	29.5	30.6	12.6	6.3
10. 都市無職、失業者	4.8	2.2	0.46	1.6	2.5	2.7	3.1	1.6
合計	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：王偉宜「不同社会階層子女高等教育入学機会差異的研究」『民办教育研究』2005年第4期。

較的低い階層の子女に比べより多くの入学機会を持つていることを示している。

中央の各部所管の重点大学では、国および社会管理者、専門技術者階層の輩出率(B₁/A)が最も高く、五・四八%と三・六%に達しており、階層輩出率の最大格差は約一七倍で、これは国家幹部の子女がこれらの重点大学に進む機会が都市無職・失業者の子女の一七倍であることを意味する。公立の普通の大学では、この格差は七倍に縮まり、公立高等職業学院では格差は五倍である。公立の高等教育システムにおいては、階層格差は主にハイクラスの重点大学への入学機会の獲得に現れている。私営企業主階層の輩出率がどれだけ高くとも、その子女は主に学費が高く、運営能力が相対的に弱い民営大学や独立学院に分布している。

表4の職業分類を合算してみると、おおむね社会の上位の階層、中間階層と下位にある階層の子女が異なるタイプの大学に分布していることがわかる。前四階層(幹部、経営者、私営企業主および専門技術者)は人口において九・三%を占め、その子女は大学生の中で三〇・六%を占めている。これは人口に占める割合の三倍である。中間階層(事務員、個人商工業者、商業サービス業従業員)の分布は比較的理にかなっており、人口においては二五・五%、大学においては二八・五%を占める。一方、社会の下位階

層の割合は六五・二%で、その子女が大学在學生に占める割合はわずか四・一%である。格差が最も大きいのは農業労働者で、総人口の四二・九%を占める農業労働者階層の子女が大学で占める割合は二五・五%、輩出率はわずか〇・五九%である。

調査校、サンプリング方法、統計基準などが異なるため、一九九八年三七大学調査と廈門大学の二〇〇四年調査データを直接比較することは難しいが、そこからおおよその傾向をうかがい知ることができるであろう。重点大学在學生のなかの幹部、経営者の子女の割合は増加の一途であり、高等教育拡大の恩恵を最も受けている階層である。労働者の子女の割合は重点大学、普通大学に関わらずとも減少しており、最も深刻な損害を受けている階層である。農民の子弟の重点大学における割合にははっきりした変化が見られないが、普通学院・大学における割合は下降している。

一連の研究が示すところによれば、大学入試制度の復活以降、教育制度が社会階層を分断するというメカニズムは次第に強まっている。近年の社会変化における都市と農村間の格差、貧富の間の格差の拡大に伴い、大学の在學生内の階層格差は次第に拡大し、それぞれの学歴の階層レベルにおいて、多くの文化資本、社会資本を備えた上位の階層がより多くの教育機会を獲得しているのに対し、農民や労

働者の子弟は劣勢に置かれている。大学生がどのような専門学科を選ぶのかを示した分布においても、明らかな階層性が見られ、上位階層の子弟が経済、管理、法学など人気のある専攻により多く集中しているのに対し、労働者、農民など低い階層の子女は人気のない専攻をより多く選択している。

(三) 性別から見る高等教育の入学機会

一九四九年以降、中国の各レベルの学校における女性の割合は年々上昇している。高等教育の募集数拡大後、中等教育と高等教育における女性の増加はより加速している。一九九八年から二〇〇二年の間に、中国の普通大学における女子学生の数はちょうど二倍に増え、全学生に占める比重でも三八・三二%から四三・九五%まで増えており、毎年平均一%のテンポで持続的に上昇している(表5参照)。

二〇〇四年、中国の普通大学における女子学生はすでに六〇九万人に達し、女子大学生が占める割合は四五・七%である。年平均一%の増加テンポで推算すれば、二〇〇八年、大学の女子学生の数は男子学生を超える見込みである。中国の一部の地域(北京、上海、天津、内モンゴル、新疆などの地域)の女子大学生の数はすでに男子学生を超えている。女性が受ける高等教育の質、量ともに増えている。女子大学生の学問分野は広がり続け、もはや伝統的な

表5 中国の各教育レベルの在学学生における女子学生の割合

単位：%

	小学校	普通中等学校	高等学校本科・専科	大学院
1950	27.95	26.52	21.20	
1960	34.08	31.20	24.50	
1980	44.56	39.58	23.44	11.80
1990	46.20	41.87	33.70	
1995	47.30	44.82	35.41	27.58
1998	47.63	45.67	38.31	31.62
2000	47.60	46.17	40.98	33.35
2002		46.70	43.95	37.33

出所：『中国教育統計年鑑』各年版、人民教育出版社。

「女性分野」に固執していない。女性は各学歴レベルの割合ですべて増加の一途をたどっており、とりわけ女性博士の増加幅は最も大きい。

中国において女性が高等教育を受ける機会の増加は、都市化の進展、経済成長、中等教育学生の性別構成、一人っ子、女性としてのアイデンティティの高まりなどの諸要素と関係している。これらと女性の高等教育への進学との相関関係を、高いものから低いものへと並びかえるならば、関連性の高い要素は中等教育の在校生の性別構成、都市化の高まりである。関連性が高くも低くもない要素は、高校進学率、女性の人口比である。低いものは、GDP、大学志願者数における少数民族の割合である。

しかしながら、注意しなければならないのは、高等教育における女性の数の増加は複雑な現象であり、初中等教育段階における意味とは違って、単純に高等教育における両性の平等を意味しているわけではないということである。例えば、多くの発展途上国の非正規大学における女子学生の数はみな正規の大学の女子学生数を超えており、国によっては前者が後者の四倍になっている。「高等教育の多様化、第三レベルの教育の急速な発展は、女性の高等教育への大量の進学をもたらしている。しかしそれはやはり男性とは異なる高等教育である」⁽¹⁸⁾。このことから、女性が高等教育を受ける機会の実際の状況に対しより具体的に

分析する必要があることがわかる。

高等教育システムのなかでは、女子学生はやはり比較的不利な立場におかれている。高等教育システムの男性優位、女性不利という基本的局面はまったく変化しておらず、学校レベルおよび学歴レベルが高いほど女子学生の割合が低いというのが基本的状況である。重点大学の女子学生の割合は明らかに地方大学より低く、本科の女子学生の比率は専科より低い。女子学生は中レベル、低レベルの高等教育と非正規高等教育においてより多くの機会を持っており、非正規高等教育における女子学生の割合は普通大学より高い。

全国の正規の普通大学では、女性博士の割合は急速に高まっており、四年間で一〇%近く増加した。しかし、高等教育における女子学生の割合は、依然として「レベルが高いほど、割合は低い」という基本的状況を呈している。二〇〇二年、本科・専科、修士、博士の学生のうち女子学生の割合はそれぞれ四三・九五%、三九・八九%、二八・〇五%であった(表6参照)。

教育システムにおいて各種の教育課程にある女性の分布は、女子学生が非正規高等教育においてより多くの機会を持ち、社会人大学や高等教育自習試験を受ける女子学生の割合が普通大学より高いことを示している。高等教育自習試験を受ける女子学生は一九九九年にすでに五五%を超

表6 1998、2002年全国普通大学の学歴レベルの違いによる
女子学生の割合

単位：%

	1998年			2002年		
	卒業生	新入生	在学生	卒業生	新入生	在学生
本科・専科	36.64	39.75	38.31	42.66	44.27	43.95
修士	32.01	36.38	34.99	38.75	40.64	39.89
博士	16.62	21.87	20.20	26.05	30.35	28.05

出所：『中国教育統計年鑑』1998年版、2002年版、人民教育出版社。

え、二〇〇二年、社会人大学の女子学生の割合は五〇%を超えた。これは普通大学の本科・専科の女子学生の割合より明らかに高い。

女性の高等教育機会にみられる都市と農村間の格差は、農村出身の学生が全体的に増加しているという状況の中、農村出身の男子学生の増加幅が女子学生のそれを明らかに上回っていることに主に現れている。高等教育システムにおける農村出身の女子学生の分布は、比較的低レベル（専科、高等職業教育など）で運営基盤の弱い学校や比較的人気のない学科、マイナーな学科に多く集まっている。中国における高等教育の入学機会の性別間格差が全体的に縮小している傾向に反して、農村出身学生の性別間格差はむしろ

拡大しており、新たに増えた女性の高等教育への入学機会の多くは、都市部の女子学生が獲得している。例えば、二〇〇四年、北京理工大学、北京建工学院の学生に対して都市と農村および性別の分布について調査を行ったところ、農村から来た学生のうち、女子学生はわずか一五・七%であった。農村出身の女子学生の高等教育を受ける機会、都市出身の女子学生より少ない上、農村出身の男子学生よりも少ない。その他、一九九〇年代の湖北省のサンプリングによれば、調査対象の男子大学生のうち農村出身者は半分（五二・二八%）を超えたが、農村から来た女子学生は四分の一（二三・四三%）にも満たなかった。このことは教育における性別格差が全体的に縮小傾向にあるのに反して、農村出身者では、高等教育を受ける性別格差はむしろ拡大していることを証明しており、これらの差異は全体的に改善されているマクロ的様相に覆い隠されやすい。

三 高等教育の公平性に影響を与える 主要素

中国の教育の不平等に影響を与える原因は主に二種類ある。一つは歴史的に形成されてきた都市と農村間、地域間の偏った経済、社会、文化的な発展である。教育環境の整

備がバランスを欠くと、大学は少数の大都市や沿海地域に過度に集中し、また、貧困・辺境地域の基礎教育が脆弱になるなどする。このような発展の格差は、経済発展や社会進歩を通してのみ次第に改善、縮小される。

歴史的に形成された発展の格差と比べて、本当に重視しなければならぬのは二つ目の原因である。つまり教育の公平性に影響を与える制度的原因である。歴史的に形成された発展の格差を縮小することと比較して言えば、制度の变革と政策の調整を通して教育の公平性を高めることは、より実現しやすい。このため、この制度的要素への理解は、我々が注目する重要な点である。高等教育の不公平について言えば、比較的明確で重要な影響を与える原因には、基礎教育段階の重点学校制度、大学入試制度の設計に存在する欠点、および大学生の学費や資金援助政策などが含まれる。

(一) 基礎教育の二つの「二元構造」

中国の教育の不公平を招く制度的要素は、とりわけ教育環境と教育機会の公平な配置という問題に見られる。計画経済時代に、国家の現代化という目標を実現するため、都市と農村間の二元構造、高度に集中的な計画経済による資源配置モデルが形成された。このような都市と農村を分けて管理する二元方式は、都市・農村間と地域間の教育格差

を固定化し、拡大させる基本的制度となった。この制度を長期にわたって実行することにより、地域間の差別と都市と農村間の差別を軽視し、主に都市の人々のニーズと利益を出発点とする「都市中心」的な価値傾向が生み出された。教育はある種の公益事業となり、社会福利的性質も備え、とりわけ、過去無料であった高等教育は、政策の長期化とともにある種の「都市優先」の価値をそれとなく含むようになったのである。

この価値は現在でもなお教育の公共政策に影響を与えている。例えば、現在、全国統一のカリキュラムと教材は、主に都市児童の教育環境と学習能力をもとに編纂、制定されており、これは教育環境が著しく乏しい農村や辺境地域の学生にとって公平性に欠ける。多くの調査が示すように、授業難度が高すぎ、授業についていくのが難しいことは農村学生の流失、中途退学を招く原因として経済的負担に次ぐ、二番目に重要な原因である。

秀才を育成し、高等教育に人材を送ることを目的とする教育領域のエリート主義路線は、基礎教育段階で重点学校と非重点学校を分けて管理するもう一つの「二元構造」を生み出した。

小学、中学、高校レベルの重点学校制度は、新中国成立後、工業化実現のためのスペシャリストを育成し、さらにワンランク上の学校へ「秀才」を送るために設立され、強

いエリート教育の価値観を備えていたが、一九九〇年代中期に教育主管部門によって正式に廃止された。しかしながら、このような重点を際立たせた秀才育成の教育モデルは依然として続いた。豪華な有名学校や重点学校は地方政府の成果でもあり、上位の階層の「上質な教育」を享受するというニーズを満足させるものでもある。各レベルに設けられた重点学校制度は、教育環境の整備バランスを悪化させ、地域内、区域内の学校間格差の拡大を招き、少数の重点学校と多くの基盤の弱い「劣った学校」を人為的に作り出した。重点学校の大半は都市や町に置かれているため、都市学生の進学に有利となっている。現在、全国の小、中、高校のなかで、約二%が省・市レベルの重点学校である。少数の学校が上質な教育資源を独占し、激烈な学校選択競争を引き起こし、進学競争と受験教育を激化させ、基礎教育のアンバランスを招いている。

都市と農村の二元性、重点と非重点の二元性という小、中、高校の学校制度は、階層格差を再生産し、拡大するメカニズムとなった。学生の家背景は彼らが重点中学・高校に進めるか否かに大きく影響している。都市、農村を問わず、高校教育の階層分化はつきりしており、上位の階層の子女は重点中学・高校により入学しやすく、中間、低階層の子女は普通中学・高校により多く分布している。高等教育の入学機会格差はほとんどが高校教育段階

での機会不均衡の積み重ねと延長である。

二〇〇三年中国の一〇都市で行った調査によれば、都市戸籍の学生は重点中学・高校により多く集中しているが、農業戸籍の学生の多くは普通中学・高校に在籍していた。高い階層の子女の約六二%が重点中学・高校で勉強しているのに対し、低い階層では正反対で、約六〇%は非重点学校で学んでいる。各地域において、賛助金または学校選択費を納めて高校へ入学した学生の割合は一〇%を超えているようで、最高では三九・七%に達する。都市の重点学校では四分の一の学生が学校選択を経て入学している。中学段階における学校選択費を納めた割合は高校を超えている。タイプの異なる高校において、学生の家背景はますます類似する傾向にある。

二〇〇三年以降、義務教育のバランスの取れた発展を促進させることは、政府の教育方針となった。二〇〇六年六月、全国人民代表大会常務委員会は新たに改正した「義務教育法」を通過させ、国務院と各レベルの政府は「教育を合理的にし、バランスのとれた義務教育の発展を促さなければならぬ」ことを明確に規定し、立法という手段を用いてバランスのとれた義務教育の発展を促す方針を確定した。しかしながら、現実的に、この方針を実現させるには依然として複雑なプロセスを必要とする。

(二) 大学入試制度の影響

全国統一大学入試制度は高等教育の機会平等に影響を与えるもう一つの基本的制度である。たとえこれが現在最も公平な制度であると見なされていても、この試験制度にも客観的な問題点が存在し、世論の注目するところとなっている。大学入試制度は試験制度（試験科目、内容、方法など）と合格制度の二つの部分を含んでいるが、ここ数年、大学入試制度改革は主に試験制度、とりわけ試験科目の改革に集中している。しかしながら、本当に教育の公平性に影響を与えているのは、主に合格制度である。これは各地域間の合格最低点に存在する巨大な格差、重点大学の学生募集の「地元化」傾向と学生募集制度における特殊政策という三つの重要な問題を含んでいる。

(1) 傾斜する大学入試得点ライン

二〇〇一年八月、青島の女子学生三名が北京へ降り立ち、教育部の「二〇〇一年全国普通大学高等教育学生募集計画に関して」が彼女たちの平等に教育を受ける権利を侵したとして訴え、重大な社会ニュースとなった。当時、青島の文系学部の本科最低合格ラインは五三九点で、重点大学の本科は五七五点であったが、北京の重点大学の本科最低合格ラインはわずか四五六点で、一一九点も低かった。北京、上海などの大都市の「低得点高合格率」のやり方は

各地でますます強烈な反感をかった。

中国の現行の統一大学入試制度は、形式的には試験の公平性を備えている。しかし学生を合格させる方法は「省ごとに定員を決め、線を引き採用する」もので、各地の合格定員は受験生数に応じて平均的に分配したものでは決してなく、巨大な格差が存在する。一九九八年、全国の普通大学の平均合格率は三六%で、上海は六〇%であった。最低だったのは甘肅省の二一%で、全国平均合格率より低い省は一〇省にのぼる。二〇〇〇年、全国平均合格率は五%であったが、北京、上海などの受験生の合格率は七、八〇%以上にのぼる。このため同じ試験問題で、各地の合格ラインに巨大な格差が出現している。これは教育の公平性に違反するだけでなく、地域や都市、農村間で従来存在してきた教育の不平等を激化させるものである。このやり方は何も大学入試に限ったものではない。例えば、一九九八年太原市中等専門学校の合格ラインは、非農村出身の学生は三七六点、農村戸籍の学生は区域によってそれぞれ五三二点、五二九点、最大一五六点の格差があった。農村出身の学生は教育を受ける上で非常に不利な立場に置かれてきたが、このような合格制度上の偏りは、彼らの境遇をより不利なものとするであろう。

表7が示すように、二〇〇四年の全国における各省の合格得点ラインには依然として巨大な格差が存在しており、

表7 2004年全国における一部の省の大学入試合格得点ライン

地域	文系		理工系		備考
	重点	本科	重点	本科	
北京市	474	435	491	433	チベット語、モンゴル語等による合格最低点 漢語の試験問題
上海市	505	463	506	428	
天津市	520	472	495	434	
河北省	582	550	590	543	
湖北省	536	510	561	530	
湖南省	568	531	541	496	
浙江省	576	535	574	517	
江蘇省	575	543			
遼寧省	558	485			
四川省	541	490	538	483	
貴州省	531	463	484	408	
青海省	478	390	438	365	
新疆	538	484	522	447	

出所：各省が公表した学生募集の得点ラインをまとめたもの。

最高得点と最低得点では一〇〇点前後の差がある。言うまでもなく、大学入試合格制度は人口の多い省の学生や農村出身の学生が高等教育の機会を獲得することができるよう、できる限り教育の公平性に気を配らなければならない。各地の受験生数に応じてほぼ同じ合格率を達成することは、追求するに値する目標である。高等教育環境の深刻なアンバランスを改善するには、政府の調整を通して、劣位にある中西部地域へ資源を傾斜配分し、人口の多い省へ募集人数を傾斜配分する必要がある。これは大都市の合格人数を減らし、人口の多い省の合格人数を増やすことを意味する。ここ数年、国家の学生募集計画は、こうした改革を実施し始めている。

しかしながら、これでは決して局面を根本的に改められない。筆者の理解するところによれば、現在、各省の学生募集総数は三つの部分から構成されている。中央部門管轄の学校は全国の各省、区、市に対し学生募集をしており、これは新入生獲得計画全体の約一四%を占める。省管轄の大学は省、市をまたいで新入生募集を計画しており、これは新入生獲得計画全体の一四%を占める。その他の七二%はその省の大学がその省で新入生を募集する分である。このことから、その省の大学の数と学生募集能力は、合格率に影響を与える最も大きな原因であることが明らかであり、これは最終的に地方の高等教育の発展によって解決し

なければならぬ。

高等教育の発展速度を高める考え方とは、まず民営教育を開放し、民営大学に正常で、公平な発展環境を提供することである。さらに重視しなければならないのは、高等教育の大衆化という発展プロセスにおいて、比較的低い階層に重点を置くことを忘れず、高学歴を求める伝統的風潮の中で高等教育が「低利益、低水準、高階層」という誤った道を歩むことを防ぎ、二・三年制の実用的な技能教育を行う「社区学院」(コミュニティ・カレッジ)を発展させることを主としていくことである。西洋の先進国であってもこれらの学校は、その数や育成規模において高等教育の主体となっている。

(2) 重点大学の学生募集の地元化傾向

清華大学、北京大学などに代表される研究型大学は、高等教育システムにおいてピラミッドの頂点に位置する。人々の高等教育入学機会の均等に対する要求は、大学であればいいというものはもちろんのこと、優秀な大学入学の機会を得ることも示される。高等教育の粗入学率が大幅に向上してから、研究型大学に対する競争は次第に激しさを増している。しかし、これらの学校の地元学生採用数は日増しに増加し、公平性に影響を与える教育問題となってきた。表8は二〇〇四年の一部の研究型大学の地元学生数とその比率を示したものである。これより、北京を除

表8 2004年一部の重点大学における地元学生採用率

	募集総数 (人)	本省・市の 募集数(人)	本省の学生の 割合 (%)
清華大学	2,541	373	14.7
北京大学	2,693	576	21.4
中国人民大学	2,373	336	14.2
復旦大学	3,172	1,650	52.0
上海交通大学	3,470	1,685	48.6
浙江大学	5,226	3,049	58.3
南京大学	2,711	1,496	55.2
武漢大学	7,016	3,779	53.9
中山大学	6,290	4,232	67.3
ハルビン工業大学	6,189	1,179	19.1
華中科技大学	7,657	3,722	48.6
西安交通大学	4,137	1,223	29.6

出所：『中国高考年鑑』2004年版、中国大百科出版社、2005年。

き、ほとんどの大学の地元学生採用率は五〇%前後で、高い学校では六〇%を超えることがわかる。

この現象を生み出す主な要因は、一九九二年以降大学が実施してきた新たな大学調整にある。大学は「共建、調整、合作、合併」（共同設立、調整、協力、合併）という八文字の方針をもとに、計画経済下に作られた政府部門による学校運営体制を打ち破り、中央の各部・委員会が作った多くの学校を地方へ移し、同時に学校合併を通して、学科の総合性を高め、学生の規模を拡大し、教育効率を高めた。全国に計一〇一八校あった普通大学は、合併を経て二〇〇〇年までに三二四校減り、中央部門の管轄していた大学で地方管理に移行した学校あるいは主に地方が管理することとなった学校は三六〇校にのぼった。中央の部・委員会が管理する大学は一二〇校前後まで減り、そのうち教育部が直接管理しているのは七一校である。

このような大学再編の中、地方政府は「共建」（共同設立）の重要なパートナーとして参与し、研究型大学の土地取用、インフラ整備、銀行融資などの面で援助を行い、その交換条件として、省の学生の合格率を高めるためその省の学生募集を増加させた。その結果、これらの大学のその省での学生募集率はますます高くなる。しかし、中央の財政で興した「国立大学」の学生募集もやはり地元が主で、他省の学生の入学機会は減少した。これは公平性を損なっ

ているだけではなく、大学が学術上の優れた目標を追求する上でも利益を損ねている。世論の圧力を受け、教育部はこの事態に関与し始めた。二〇〇八年の大学学生募集において、自分の省の学生募集割合は全体の三〇%を超えてはならないと明確に規定した。しかしこの規定が効果的に執行されるかどうかは、今後見守っていくしかない。

(3) 大学の学生募集における特殊政策

中国の大学の学生募集・合格制度には、一部の学生に対し加給、試験免除などを行うといった特殊政策が含まれる。これらの特殊政策には、一つは政治的優遇、つまり少数民族、華僑、香港・マカオ、障害者の学生などの特別な受験者への加給規定、および重大な栄誉を得た模範労働者などに対する試験免除、加給が含まれる。これらの優遇政策は一九四九年以降実施されてきたものである。試験免除とはつまり推薦入学政策で、大きな科学技術大会で成績を残した学生や文芸、スポーツに秀でた学生に対して推薦入学を行い、これらの学生は大学入試に参加する必要がない。推薦入学生には引退した優秀なスポーツ選手、殉職警官の子女なども含まれる。このほか、さらにさまざまな加給政策があり、例えば省・市レベルの「三好学生」（思想、学習、健康ともに優れている学生）、優秀な学生幹部の称号を与えられた学生などが当てはまる。二〇〇三年春のSARS事件後、優秀な医療関係者の子女に対して加給

政策が設けられた。学校の自主権が拡大する中、一部の大学には定員の5%の自主的學生募集権が授けられた。この枠内の學生の合格には、大学入試得点は必ずしも反映されず、大学側の選択する幅は広がっている。

大学合格制度における特殊制度には、政治的な優遇のほか、一回限りの統一大学入試制度の「一度の試験で一生が決まる」、「一点で一生が決まる」という弊害を埋め合わせるため、特別な人材に将来への道を提供するものがある。しかし、近年社会道徳、モラルの衰退によって、これらの特殊政策は一部の権力者が私腹を肥やす道となりやすく、大学入試の腐敗の温床となっている。推薦入学生の質は年々低下しており、ひどい場合には大学入試合格者の平均レベルより低い。受験生、保護者や社会の各方面はこれに対して厳しい反応を示しており、この制度を取りやめ、學生一人ひとりに平等な競争をさせるよう求めている。これを考慮し、近年この政策を改める地域もあらわれ、黒龍江省では真つ先に推薦入学生制度を取りやめた。不正入試をしやす、基準があいまいな「三好学生」、優秀な學生幹部などの推薦入学や加点政策を取りやめた地域もある。しかし総じて言えば、既存の「特殊政策」では、依然として不正が横行し、公平な競争環境を妨げており、いつその見直しと改善が望まれる。

(三) 大学の学費政策と資金援助政策

新中国成立初期から一九八〇年代初めまで、中国の大学で行われていたのは「学費免除」に加えて「人民補助金」の資金援助政策であった。大学の学費は国家がすべて負担し、学校は奨学金、補助金といった形で學生の勉学や生活を補助し、その上、無料で医療と宿舎を提供した。

一九九七年、全国の大学は学費制度改革を実現させ、学費を納めて学校へ通う状況を生み出した。学費は上昇し続けている。一九九九年、全国の普通大学の平均授業料は二七六九元で、前年度より四〇・三%増加した。二〇〇〇年、全国的に一九九九年をベースにさらに一五%上がった。地域によつては二〇%に達したところもあり、平均授業料は年間四千元を超えた。現在、北京の普通大学は一般的に毎年五千元前後で、重点大学や人気のある学部は一萬元に達している。宿舍費、生活費を加えると大学四年間で六萬元前後必要となる。一般的な大学でも在籍期間に四萬元前後必要となる。學生の實際の支出は、都市部のサラリーマンの年収あるいは農村労働力の二人分の年収に相当する。これは低収入の都市住民や貧しい農民にとつては、耐えがたい大きな経済的圧力である。

一九九九年、教育部は大学が受け取る学費は最高でも學生一人当たりの育成コストの二五%を超えてはならないと

規定した。しかし、現在、中国の大学における育成コストは、理工系で年間約一・四万元から一・六万元、文系で約一・二万元から一・四万元である。学生一人当たり年間五千元の学費をもとに計算してみると、学生の負担している教育コストは約三三%から三八%になる。二〇〇四年、中国の公立普通大学の学費・雑費はすでに一人当たりの平均支出の三二%を占めている。ある研究によれば、先進国の公立大学の学費は一般的に育成コストの一三%から一五%前後を占め、アメリカの四年生の公立大学における一九九四年から一九九五年の年間平均学費水準は二六八九ドルで、一人当たりの平均年収の一・二%前後を占める。

高すぎる学費は、大学に膨大な「貧困学生」階層の出現を招く。教育部の統計によれば、中国の普通大学において、経済的に困難な学生は全在学生の約二〇%を占め、特に困難な学生の割合は五%から一〇%である。二〇〇四年の普通大学の在學生約一五二八万人から推定すると、貧困学生は約三百万人余りで、特に困難な学生は一三〇万人前後となる。西部地域にある地方学院・大学では、貧困学生の割合が比較的高く、高い学校では五〇%以上に達する。

高額な学費の徴収を始めてから、国家は奨学金、奨学ローン、「勤工儉学」（働きながら学ぶ）制度、学費減免、困窮学生に対する補助金の五つの方法で貧困学生をサポートしている。しかし、その中心となる国家奨学ローンは商

業銀行によって取り扱われており、コストは高く、リスクが大きいため、銀行は消極的で、国家奨学ローンはあまり有効に活用されていない。一九九九年から始まった国家奨学ローン政策には、二〇〇四年三月までに計一八八・六万人の学生が申請しているが、実際に貸与された人数は八五・五万人である。申請されたローン総額は一四〇・四億元だが、実際に貸与された金額は六九・五億元であり、実際に借りることのできた人数と金額は申請の半数にも満たない。二〇〇三年、最初の返済期間のピークに突入したが、借りた学生の平均返済違約率は二〇%近くにのぼる。これと同時に、地方大学の中には、大学生の学費の延滞・未納の状況がますます深刻になっているところもある。これは大部分が貧困学生階層の経済状況を反映したものである。

奨学ローン政策は数回の改正を経て、二〇〇七年には国家財政を軸にすえた新たな資金援助システムを樹立した。二〇〇七年五月、国務院は、健全な普通大学、高等職業学院・大学および中等職業学校における貧困学生の資金援助システムを打ち立てるという文書を公布した。

高等教育の段階で国家奨学金、国家奨励奨学金や国家助成金を設け、これを中央と地方の財政が割合を定めて分担することにした。新たな資金援助政策システムは、資金援助の範囲が明らかに広がり、国家奨励奨学金の受給対象者

は従来の年〇・三%から三%へ、大学国家助成金は年三%から二〇%へ、中等職業教育国家助成金は年五%から九〇%へと拡大した。同時に、資金援助の金額も大幅に増加し、国家奨学金は従来の学生一人当たり年四〇〇〇元から八〇〇〇元まで増えた。新設された国家奨励奨学金は学生一人当たり五〇〇〇元、大学国家助成金は従来の学生一人当たり平均一五〇〇元から一人当たり平均二〇〇〇元まで増えた。中等職業学生の国家助成金は従来の一人当たり平均一〇〇〇元から一五〇〇元へと増額された。

新たな資金援助システムおよび各政策がすべて実行に移された後、国家が毎年助成に用いる財政投入、奨学ローンおよび学校が供与する助成経費は五〇〇億元前後にまでほぼ、二〇〇〇万人の貧困学生がこの恩恵を受け、全国一八〇〇校の約四〇〇万人の大学生（大学生全体の二〇%を占める）や一・五万校の一六〇〇万人の中等職業学校生がさまざまな資金援助を受けることができるようになった。二〇〇六年中央財政が直接処理する高等教育や中等職業教育の奨学金はわずか一八億元であったが、二〇〇七年秋季より一五四億元が投入され、八倍近くに増大した。そのうち中央財政は九五億元、地方財政は五九億元を投入した。二〇〇八年、中央財政と地方財政はさらにこの基本金額の倍額の三〇八億元を投入することが見込まれている。これは農村の義務教育学費・雑費を免除したことに続く、教育

の公平性を促す更なる重要な措置である。

ここ数年、「人を本とする」科学発展観、調和の取れた社会を築くという目標をめぐる、中国の教育公共政策にマクロ的転換が生じ、それまで実施されてきた「効率優先、あわせて公平性にも配慮する」という政策が変わるようになっていく。二〇〇一年公布された「全国教育事業第一〇次五か年計画」では、第一に教育の公平性を教育改革と発展の「指導思想と基本原則」とし、「社会主義教育における公平性と公正性の原則を堅持し、不利な境遇に置かれている人々の教育問題にいつそうの関心を注ぎ、公民に生涯にわたる教育の機会を提供するよう努める」とした。

政府は教育の公平性を擁護、促進する社会の主体であり、教育全体が拡大を続ける状況において、とりわけ教育の公平性を擁護し、弱者階層を保護し、制度改革と政策調整を通して、それらの教育の公正性に明らかな影響、損害を与える制度的要素を克服しなければならない。目下、中国の教育公共政策の見直しは、主に投入金額の増加、教育環境の改善にある。教育の外部環境が次第に改善されることに伴い、実質的な教育体制改革を推し進め、高等教育の管理など教育内部の深刻な問題を改善する必要がある。

原注

七日。

- 〈1〉毛礼銳・沈灌群編『中国教育通史』第六卷、山東教育出版社、一九八九年、五四頁。
- 〈2〉馬和民・高旭平『教育社会学研究』上海教育出版社、一九九八年、一一一頁。
- 〈3〉李文勝『中国経済発展戦略与中国高等教育入学機会の公平』。原典拠は劉海峰編『公平与効率——二一世紀高等教育革命与発展』福建教育出版社、二〇〇三年、四二五頁。
- 〈4〉中華人民共和国教育部ウェブサイト <http://www.moe.edu.cn>
- 〈5〉施雲華・諸氏平「我国「教育機会均等」建設皺襞議」『江蘇教育学院学报（社科版）』一九九三年第一期。
- 〈6〉魯潔『教育社会学』人民教育出版社、一九九〇年、四九五頁。
- 〈7〉王一兵ほか「八〇年代発達国家教育改革の趨勢和啓示」『教育研究』一九九二年第六期。
- 〈8〉楊東平『中国教育公平的理想与现实』北京大学出版社、二〇〇六年を参照のこと。
- 〈9〉中華人民共和国教育部『全国教育事業第十個五年計畫』人民教育出版社、二〇〇二年。
- 〈10〉楊東平「高等教育入学機会——改善之中的城郷差距」『教育发展研究B』二〇〇五年第一期。
- 〈11〉湯敏「再淡拡招拡錯了嗎」『南風窓』二〇〇六年三月
- 〈12〉衛宏、修士学位論文『我国城郷高等教育機会均等的実証研究』北京師範大学教育学院、二〇〇三年。
- 〈13〉吳小兵、修士学位論文『高校収費体制下的貧困生研究』北京理工大学人文学院、二〇〇四年。
- 〈14〉王偉宣「不同社会階層子女高等教育入学機会差異的研究」『民辦教育研究』二〇〇五年第四期。
- 〈15〉一九九八年度から二〇〇二年度の『中国教育統計年鑑』人民教育出版社。
- 〈16〉楊東平『中国教育公平的理想与现实』第八章、北京大学出版社、二〇〇六年を参照のこと。
- 〈17〉史静寰『世界教育大系・女性教育』吉林教育出版社、二〇〇〇年、三〇二頁。
- 〈18〉P. W. Cookson, Jr., ed., *International Handbook of Educational Reform*, Greenwood Press, USA, 1992. 『世界教育大系・女性教育』より転用。
- 〈19〉豊鉦『中国婦女教育』浙江教育出版社、一九九五年、八三頁。
- 〈20〉楊東平「高中階段的社会分層和教育機会獲得」『清華大学教育研究』二〇〇五年第三期。
- 〈21〉『中国財経報』一九九八年八月二〇日。
- 〈22〉『中国高等教育』二〇〇〇年第二期。
- 〈23〉吳小兵、修士論文『大学生拖欠学費の影響因素研究』北京理工大学高等教育研究所、二〇〇四年一月。「社会捐助力量偏向名牌高校」『新京報』二〇〇五年一月一日。

- (24) 北京大学課題組『既要着眼於未來、也要立足於現實——對徐瀆慶及湯敏、左小蕾文章的答復』一九九九年。
- (25) 『中國教育報』二〇〇四年九月一日。
- (26) 『國家助學貸款亮起「黃燈」』『文匯報』二〇〇四年五月二十五日。
- (27) 馮蕾『農村義務教育成爲國家教育投入重中之重』『光明日報』二〇〇七年九月一〇日。
- (28) 中華人民共和國教育部『全國教育事業第十個五年計綱要』人民教育出版社、二〇〇二年。

訳注

- (1) 文化大革命の時代、毛沢東の指示(七二一指示)をもとに設けられた大学。学生は実践経験のある労働者や農民などから選ばれ、卒業後は職場に復帰した。
- (2) 大学の一部を民営化することによってできた学院。
- (3) 独学者対象の学位認定試験。
- (4) 賛助金とは、学校への寄付金。学校選択費とは、一般的には環境の整った中学、高校が学区外に住む学生を受け入れる際に徴収する入学金の類。合格点に満たない学生などが入学を希望する際にも支払われることがあり問題ともなっている。